

板橋区在宅人工呼吸器使用者名簿及び
災害時個別支援計画作成等事業

災害時安否確認票 Logo フォーム 運用マニュアル

健康生きがい部 健康推進課
令和7年3月

目次

1	板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票の Logo フォーム化の経緯……	1
2	板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票 Logo フォームの内容……	3
3	板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票 Logo フォームの実際……	4
4	注意事項……	5

1、板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票の Logo フォーム化についての経緯

災害時個別支援計画作成等事業実施要綱に基づき、災害時にライフラインの停止により直ちに生命に危険が及ぶ在宅人工呼吸器使用者に対し、安否確認を行うための対象者名簿を作成している。

発災時は訪問看護ステーション等が安否確認を行い、板橋区に電話や FAX 等で連絡する流れとなっている。しかし、大規模災害時の通信障害のことも考えられ、災害時の通信の複層化を検討してきたところである。今回、板橋区の災害時在宅人工呼吸器使用者支援の安否確認として、Logo フォームの活用を行っていくことになった。支援者が円滑に使用できるようこの運用マニュアルを作成した。

2、板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票 Logo フォームの内容

- (1) 災害時安否確認票 Logo フォームの内容は、表1 在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票を参考にしてください。

表 1

在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票

Q1.災害状況	☐ 震度5弱以上		☐ 浸水	
Q2.対象者	氏名		生年月日	
	住所			
Q3.確認情報	確認日・時間			
	確認方法	☐ 電話	☐ 災害時伝言ダイヤル	☐ メールやSMS
		☐ その他		
	回答者氏名		回答者属性	
	現在の対象者の居場所	☐ 自宅	☐ 自宅以外（	
Q4.安否状態	人工呼吸器			
	作動状況	☐ 問題なし	☐ 問題あり（	
	気管カニューレや呼吸回路の異常	☐ 問題なし	☐ 問題あり（	
	外部電源の残り時間	☐ なし	☐ あり（	
	介護者			
	ケガ	☐ なし	☐ あり（	
	介護の継続	☐ できる	☐ できない（	
	ライフライン			
	電気	☐ 問題なし	☐ 問題あり（	
	ガス	☐ 問題なし	☐ 問題あり（	
	水道	☐ 問題なし	☐ 問題あり（	
	判断（現時点）			
	在宅継続	☐ 可能	☐ 不可能（	
	本人の状況			
	対応した内容			
	次回の連絡	☐ あり（	☐ なし	
備考				
Q5.確認者の情報	確認事業所		確認者氏名	
	報告日・時間			
Q6.連絡方法	☐ メール			
	☐ FAX			
	☐ 電話			
	☐ 災害用伝言ダイヤル			
Q7.特記事項				

3、板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票 Logo フォームの実際

- (1) 受託事業所は、在宅人工呼吸器使用者の安否確認後、速やか※1に 健康推進課または健康福祉センターへ 在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票用紙または Logo フォーム※2を用いて状況報告をする。

安否状況によっては、2回目以降の在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票の報告もあり得る。

※1 受託事業者の身の安全に十分に注意した上で、発災後から24時間以内を目安とする。

※2 在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票にある二次元コードを読み取り、表1について入力する。

- (2) 報告手段の優先順位

Logo フォーム > FAX > 電話 > その他

- (3) 報告手段と報告先(図1)

Logo フォームの場合は、健康推進課への報告となる(24時間可能)。

FAX/電話の場合は、健康福祉センターへの報告となる。

(平日9時から17時まで)

FAXの場合は、FAX用在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票を使用すること。

FAX送信時は、事前にFAX番号を複数人で確認すること。

- (4) 集約・対応・検討等

医療救護活動拠点に集まった在宅人工呼吸器使用者災害時安否の情報を災害医療コーディネーターへ報告する。

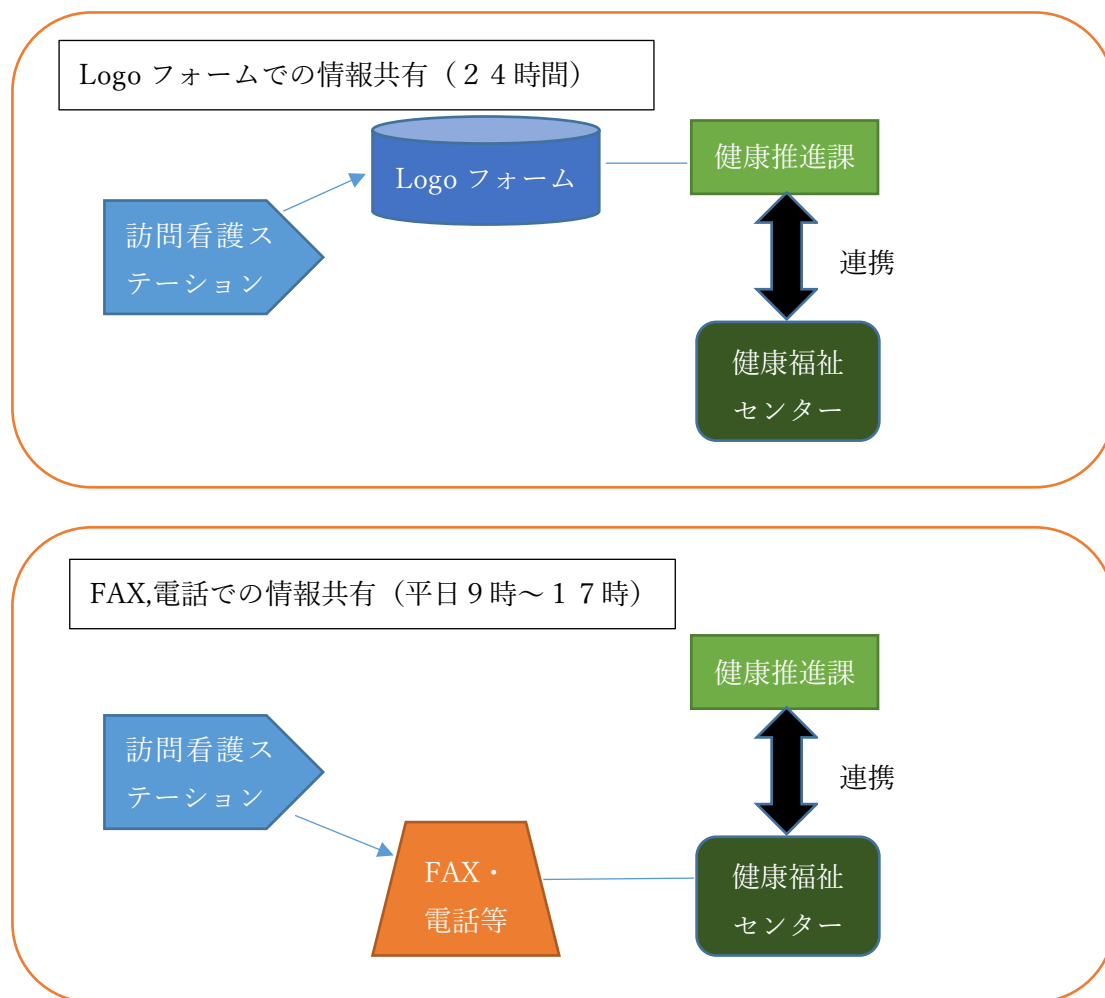
状況に応じて、対応や支援体制を整える。

板橋区は訪問看護ステーションと対象者支援の連携を行う。

- (5) 在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票の Logo フォーム二次元コード



図 1



4、注意事項

- (1) 災害時安否確認票 Logo フォームは、大規模災害時のみ使用いたします。また業務目的以外での利用は禁止いたします。
- (2) 災害時安否確認票 Logo フォームは、個人情報が含まれる内容です。知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」の定めによるものとなります。受託事業者が Logo フォームを操作する際は、適切な環境下で行うよう十分な配慮をお願い致します。
- (3) 災害時安否確認票 Logo フォームの入力や送信等にかかる通信にかかる費用は、受託事業者のご負担になります。